○文部科学省告示第四十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
養翠園	平成元年文部省告示第百六十九号	和歌山県和歌山市西浜字下川向ノ坪	一一六〇番、一一六〇番一、一一六五番

○文部科学省告示第四十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物について、同表下欄に掲げる一部地域の指定を解除する。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
印野の熔岩隧道	昭和二年内務省告示第三百十五号及び昭和三十二年文化財保護委員会告示第五十八号	静岡県御殿場市印野字丸尾	一三八三番一九のうち実測一三七・三九平方メートル、一三八三番二〇のうち実測二・五〇平方メートル、一三八三番二一のうち実測四七五・二九平方メートル、一三八三番二二のうち実測二七〇・四五平方メートル、一三八三のうち実測七五・五〇平方メートル、一三八三番四二のうち実測三〇二・〇〇平方メートル、一三八三番四二のうち実測八・五〇平方メートル、一三八三番五四のうち実測一三八・二五平方メートル、一三八三番五五のうち実測三・五〇平方メートル、一三八三番五六のうち実測三〇二・一〇平方メートル、一三八三番五八のうち実測一二八・五〇平方メートル、一三八三番七三のうち実測四・五四平方メートル、一三八三番七七、一三八三番七八、一三八三番七九のうち実測三五〇・七〇平方メートル、一三八三番八〇のうち実測七〇・八五平方メートル、一三八三番一一五 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を静岡県教育委員会及び御殿場市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第四十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、平成二十五年三月二十七日付けをもって次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
旧齋藤氏別邸庭園	新潟県新潟市中央区西大畑町	五七六番二、五七六番三、五七六番四、五七六番五、五七六番六、五七六番七、五七八番七、五七八番八
同　西大畑町字大道下		五八三番一、五八三番五
瓢箪島	広島県尾道市瀬戸田町垂水字黒島	七六七番
	愛媛県今治市上浦町井口	九一七九番
増井氏庭園（雲門庵露地）	香川県高松市扇町一丁目	五八番二のうち実測七三・〇九平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを登録するものについては、地域に関する実測図を香川県教育委員会及び高松市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第五十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観に選定する。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	区域	面積
最上川の流通・往来及び左沢町場の景観	山形県西村山郡大江町	大江町大字左沢、同大字本郷の各一部、一級河川最上川の一部、一級河川月布川の一部、一級河川川の沢川の一部 備考　地域に関する実測図を山形県教育委員会及び大江町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	二五五・九ヘクタール

○文部科学省告示第五十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表中欄に掲げる地域を追加して選定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとする。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域	中欄 面積	下欄 名称
遠野荒川高原牧場	平成二十年文部科学省告示第四十一号及び平成二十一年文部科学省告示第十六号	岩手県遠野市土淵町	土淵町の一部、準用河川山口川の一部、準用河川和野川の一部 備考　地域に関する実測図を岩手県教育委員会及び遠野市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	二六九・五ヘクタール	遠野荒川高原牧場 土淵山口集落